資料１－３

基本方針について

第３次処理計画の基本目標

「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」

・「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」（環境基本法第４条）
・「持続可能な循環型社会をめざして」（第５次吉川市総合振興計画：平成 24 年３月策定）

第６次吉川市総合振興計画（令和４年３月策定）

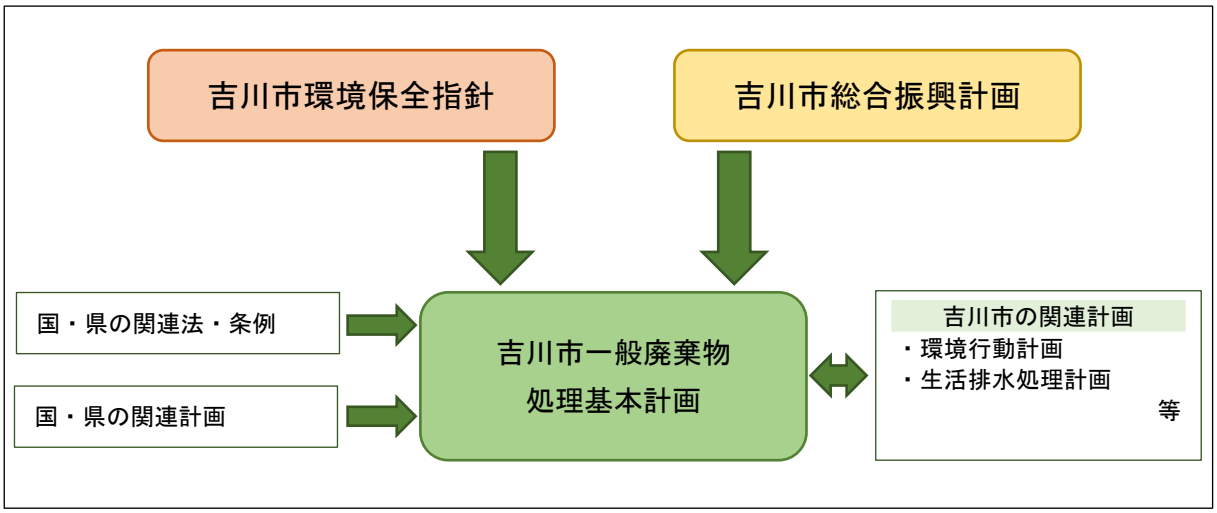
基本構想

・「快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）」
⇒まちづくりの目標の一つ

前期基本計画

「環境にやさしいまちづくり」
⇒まちづくりの目標に向けた施策名
「持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。」
⇒施策の目的の一つ

＜他の計画等との関係＞



本計画は、総合振興計画とも整合性を図る必要があり、基本理念を謳うことはできますが、総合振興計画に掲げた理念を再び掲げることとなるため、基本目標に代えて、資料２に示すとおり、３つの基本方針を示すこととします。